

「航空保安業務処理規程の一部改正について」（令和 8 年 3 月 12 日付国空制第 521 号）」の一部修正について

1. 背景

航空保安業務処理規程（昭和 42 年空総第 130 号）第 5 管制業務処理規程について、令和 8 年 3 月 12 日付国空制第 521 号により一部改正の通知をしたところ、改正内容に誤記があったことから、一部修正を行う。

2. 修正箇所

Ⅲ 管制方式基準 （Ⅲ）飛行場管制方式 2 管制許可等 (20) a

(修正前)

注意喚起が発報した場合は、速やかに滑走路の交通状況等を確認の上、必要に応じて関係航空機に対し安全確保のための管制指示を発出するものとする。

(修正後)

注意喚起が発報した場合は、速やかに滑走路の交通状況等を確認の上、必要に応じて関係航空機等に対し安全確保のための管制指示を発出するものとする。

3. 今後のスケジュール

施行日を適用日とする。